

会 議 録

会議の名称	平成 27 年度第 5 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 27 年 8 月 4 日 (火) 午前 10 時 00 分から午前 10 時 15 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	鈴木宏一委員長職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也事務局長補佐・山本直哉主任
議 題	議案第 12 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第 13 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について そ の 他
会議資料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長職務代理</p> <p>本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから平成 27 年度第 5 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日は委員長から欠席の連絡がありました。</p> <p>地方自治法第 189 条第 1 項で選挙管理委員会は 3 人以上の委員の出席を必要と定められており、3 人の委員が出席しておりますので本日はこのまま委員会を開催します。また、地方自治法第 187 条第 3 項で、委員長に事故があるとき又は欠けた際は委員長職務代理者がその職務を代理することが定められておりますので、本日は私が議事進行をいたします。委員の皆様には御協力をお願いいたします。</p> <p>本日の議案は 2 件及びその他でございます。</p> <p>それでは、議案第 12 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 13 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この 2 件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局</p> <p>それでは、議案の説明をさせていただきます。 恐れ入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 12 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。</p> <p>本案は、公職選挙法第 30 条の 6（在外選挙人名簿の登録）第 1 項の規定に基づき、西東</p>	

京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、2ページに記載の女性2人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

続けて、資料3ページ、議案第13号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、4ページに記載の男性4人、女性3人の計7人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性118人、女性114人、計232人となります。

以上で、議案第12号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第13号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長職務代理

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長職務代理

特にないようですので、議案第12号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第13号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

7月9日（木）の全国市区選挙管理委員会連合会の総会、翌10日（金）の全国市区選挙管理委員会連合会の事務研究会はお忙しいところ御出席いただきありがとうございました。鈴木職務代理には9日の理事会への御出席についても大変ありがとうございました。

選挙権年齢を18歳に引き下げる改正公職選挙法が公布されました。それに係る経費についてシステム改修費の半額程度を国が補助する等の予定と伺っております。要綱等が決まり次第適正に執行してまいります。

選挙権年齢の他に、名簿登録要件、投票所内へ入場できる者、郵便等投票の対象者、期日前投票所の開設時間、投票できる投票所等について法改正が検討されており、これらについても詳細が決定次第委員会等でお伝えするとともに、適正に執行してまいります。

市内の小中学校、高等学校に対して、選挙器材の貸出し及び選挙に関する出前授業の案内を行っています。

中学校からは、何校か選挙機材の貸出しについて依頼がきております。今後貸出しを行う

予定です。

小学校では、栄小学校で行われた「栄に集まれ！！」のイベント内で、模擬投票を行うのに選挙器材の貸出しを行いました。

今後の予定の確認でございます。

8月28日から平成27年西東京市議会第3回定例会が開催される予定です。8月31日には議場コンサートが予定されております。

報告は以上です。

次回の委員会は、定時登録のため9月2日（水）の開催となります。お時間はいかがいたしましょうか。

○ 各委員

午前10時からとしたいです。

○ 事務局

では、今回は9月2日午前10時からといたします。

事務局からは以上です。

○ 委員長職務代理

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成27年度第5回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前10時15分 終了

以上